

## 条例の概要の公表に関する要領

### 1 趣旨

この要領は、市民に親しみやすく、分かりやすい条例・規則とするための取組に関する基本方針に基づき、市の主要な条例について、市民がその目的や概要を一見して把握できるよう、その基本的事項を条例の概要により公表する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 公表の対象

公表の対象は、市の条例のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市の施策の基本的事項または重要な施策について規定されているもの
- (2) 広く一般の市民の生活にかかわりが深い内容について規定され、市の条例のうち主要と認められるもの

### 3 作成の要領

- (1) 条例の概要は、次の例により作成するものとする。

題名	函館市 に関する条例 (平成 年条例第 号)	所管部課	部 課 (0138-XX-XXXX)
		施行日	平成 年 月 日
目的等	～に関し、～することにより、～を図り、もって～すること（～に関し必要な事項を定めるため）		
主な内容	・市、市民、事業者の責務 ・基本計画の策定 ・ に関する措置 ・関係機関との協力		
関連ページ	函館市の 制度		

- (2) 「目的等」欄は、制定の目的または趣旨について、条例の目的規定または趣旨規定の例により記載するものとする。
- (3) 「主な内容」欄は、条例の主要な規定の内容を、条の見出しの例により、箇条書きにして簡潔に記載するものとする。
- (4) 「関連ページ」欄は、市のホームページに当該条例に関する制度

等について掲載したページがある場合に、リンク先を記載する。

#### 4 公表の方法

条例の概要の公表は、インターネットを利用する方法（「函館市例規集」のページから「条例の概要」の掲載ページに展開する形式）により行う。

#### 附 則

この要領は、平成20年11月27日から施行する。